

令和4年11月15日

〒851-2127
長崎県西彼杵郡長与町高田郷 1785-10
株式会社メモリード 御中

〒850-0876
長崎市賑町5番24号 向ビル201
電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521
【毎週火・木曜日（祝日を除く）10：30～13：30】
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき
理事長 福崎博孝
(申入担当者 弁護士 加藤貴大)
(電話 095-894-5270)



申 入 書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、貴社からご送付いただいた、婚礼の申込の際の「説明事項に関する確認書」には、消費者契約法に照らして違法と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、貴社に対し、別紙のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、文書にて、令和5年1月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

婚礼の申込の「説明事項に関する確認書」のうち、「2. 取り消し料」及び「3. 延期（日程変更）の変更料について」の各項目の取り消し料ないし変更料の割合を、適法な範囲に修正してください。

第2 申入れの理由

1 はじめに－消費者契約法の適用について

事業者と消費者との間の消費者契約については、消費者契約法が適用されます。この点、事業者とは、「法人その他の団体」等を指すところ（消費者契約法2条2項¹⁾、貴社は株式会社であって「事業者」に該当します。また、貴社に結婚式や披露宴（以下「婚礼」といいます。）を申し込む者は、「消費者」（同法2条1項²⁾に該当します。

よって、貴社と消費者との間の婚礼に関する契約は、消費者契約法の適用される「消費者契約」（同法2条3項³⁾に該当します。そのため、貴社は、消費者と婚礼に関する契約を締結するに際し、消費者契約法を遵守していただく必要があり、消費者との契約内容が消費者契約法に違反する場合には、契約の内容のうち消費者契約法に違反する部分は無効になります。

2 消費者契約法9条1号について

消費者契約法9条1号⁴⁾は、「事業者に生ずべき平均的損害を超えるキャンセル料を定めた条項」を無効としています。

この点、貴社の「説明事項に関する確認書」では、取り消し料や変更料について、利用日の30日前から15日前までの場合は最終提示料金の70%、14日前から当日までの場合は最終提示料金の100%を貴社が受領すること等とされています。

そこで、このような取消料や変更料の定めが、消費者契約法9条1号にいう平均的な損害を超えるかどうか問題となります。

¹この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

²この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

³この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

⁴次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

この点、公益財団法人日本ブライダル文化振興協会が令和2年に作成した「挙式・披露宴会場における改訂モデル約款」では、利用日の29日前から10日前までの解約であれば、商品代金・解約料、衣装解約料並びに見積額（サービス料を除く）の40%を解約料とし、利用日の9日前から前日までの解約であれば同45%を解約料とし、利用日当日の解約の場合に全額を解約料としています。

これはあくまでモデルですから、各事業者が各自の事情によってこれと異なる規定を設けることは可能ですが、この割合は同法人によるアンケート結果を踏まえたものであり、同種事業者の平均的損害を推し測ることのできる資料といえます。

貴社が定めた取り消し料・変更料の割合は、これと比較すると非常に高い割合です。

たとえば、貴社の規定によれば、利用日の14日前に解約を申し出た場合でも最終提示料金全額が違約金とされますが、利用日の14日前であれば、披露宴で貴社が提供する予定だった食材や衣装、商品等のキャンセルが可能であり、貴社の経費は軽減できると思われれます。そのため、貴社の規定によれば、利用者が利用日の14日前に解約した場合、むしろ予定どおりに挙式や披露宴を行うよりも貴社の利益が増すこととなります。

そのため、貴社が定めた取り消し料・変更料の割合は、貴社の平均的損害を超える疑いが強いと考えます。

3 ご提案

以上のとおり、申入れの趣旨記載の取り消し料及び変更料の定めは、消費者契約法上適法とはいえないものと考えます。そこで、貴社の平均的損害を超えない範囲の割合まで減額していただきますよう、お願い申し上げます。

第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、令和5年1月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号向ビル201）へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答にお時間を要する場合には、その旨をご連絡いただけますと幸甚です。

以 上